

平成 29 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について

- 平成 29 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数は、認可保育所や小規模保育事業等の多様な保育施設の整備・拡充や、きめ細かい相談支援サービスなどに取り組んだ結果、2人となりました。
- 3月31日付で厚生労働省から保育所等利用待機児童数調査要領の改正が通知され、育休関係については集計の考え方が変更になりましたが、改正後の調査要領によりがたい項目がある場合には、改正前の調査要領に基づくことができるとされました。本市におけるこれまでの保護者への確認状況を踏まえ、従来と同じ集計方法としています。
- 保育所等利用申請者数は過去最大の 65,144 人となりました。保育所等の利用児童数は 61,885 人で、3,129 人増加しました。なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 3,259 人いらっしゃり、昨年同時期と比較して 142 人増えました。
- 待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。また、保育士の確保についても、引き続き、取組を進めていきます。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	27年4月	28年4月	29年4月	29年-28年
就学前児童数	187,595	185,564	182,511	▲ 3,053
保育所等利用申請者数(A)	57,526	61,873	65,144	3,271
利用児童数(B)	54,992	58,756	61,885	3,129
保留児童数(C) = (A) - (B)	2,534	3,117	3,259	142
横浜保育室等入所数(D)	926	987	896	▲ 91
横浜保育室	678	586	485	▲ 101
川崎認定保育園	12	12	6	▲ 6
幼稚園預かり保育	22	44	54	10
事業所内保育施設	43	50	79	29
年度限定保育事業	53	131	129	▲ 2
一時保育等	118	164	143	▲ 21
育休関係(E)(*1)	334	420	413	▲ 7
求職活動を休止している方(F)(*2)	332	366	277	▲ 89
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	934	1,337	1,671	334
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	8	7	2	▲ 5

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されている方（改正前の調査要領に基づく）
- *2 求職活動を休止している方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童2人は、1歳児と2歳児となっています。
保留児童は低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	0人	1人	1人	0人	0人	0人	2人
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
保留児童数	530人	1,728人	735人	186人	59人	21人	3,259人
	16.3%	53.0%	22.6%	5.7%	1.8%	0.6%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童数では、Cランクが1人、Eランクが1人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G	H	計
29年4月	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	2人
	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

※ランクについては、11ページの参考資料4を参照ください。

(4) 北部3区における保育所等の利用状況

港北区では、就学前人口が増加を続けており、依然として利用申請者も大きく増加し、保留児童数も多く生じております。一方、鶴見区、神奈川区では就学前児童数は減少していますが、依然として利用申請者数が増加しています。定員増や定員を超えた受け入れを行った結果、保留児童数は鶴見区では横ばい、神奈川区では減少しています。

	就学前児童数		保育所等定員		利用申請者数		利用者数		保留児童数		待機児童数
	人口増 29-28	定員増 29-28	申請増 29-28	利用者増 29-28	保留増 29-28						
港北区	19,233	142	6,973	914	7,567	663	6,984	644	583	19	2
鶴見区	16,142	▲ 177	5,862	383	6,428	421	6,093	417	335	4	0
神奈川区	11,585	▲ 127	4,275	397	4,742	453	4,450	486	292	▲ 33	0
市全体	182,511	▲ 3,053	62,181	3,427	65,144	3,271	61,885	3,129	3,259	142	2

2 28年度の取組

(1) 認可保育所の整備・拡充

公有地の活用等による保育所の整備・改修等により、認可保育所の定員増は2,159人（新規整備34か所、分園整備3か所等）となりました。

ア 国家戦略特区制度を活用した保育所整備

環境創造局をはじめ関係部署との連携のもと、国家戦略特区制度を活用し、横浜市立反町公園内に保育所（分園）を開所しました。

保育所名：いずみ反町公園保育園

所在地：横浜市神奈川区反町1-12（反町公園内）

開所日：平成29年4月1日 定員：40人



イ 川崎市との待機児童に関する連携協定に基づく共同整備

横浜市と川崎市の「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、市境周辺において両市民が利用できる保育所の整備について、平成28年4月に川崎市で1園目が開所したのに続き、平成29年4月に横浜市において2園目の保育所が開所しました。

保育所名：尻手すきっぷ保育園

所在地：横浜市鶴見区矢向4-26-13

開所日：平成29年4月1日

定員：59人（横浜市39人、川崎市20人）

(2) 認定こども園*の整備

子ども・子育て支援新制度のもと、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進してきたことにより、認定こども園の定員増は316人（7か所）となりました。

* 定員は、子ども・子育て支援法に基づく2号認定及び3号認定の子どもが対象です。

(3) 低年齢児対策

ア 小規模保育事業の推進

多様な主体の参入促進による小規模保育事業の整備・改修等を促進してきたことにより、小規模保育事業の定員増は421人（24か所）となりました。

イ 年度限定保育事業の実施

保育所の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定（1年度または2年度）で受け入れています。平成29年4月1日現在、1歳児101人、2歳児28人の児童が利用しています。

(4) 幼稚園預かり保育の拡充

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園預かり保育の実施支援を行い、新たに8園160人の受入枠を拡大しました。実施園数は全体の6割を超えています。

<参考：受入枠拡大の取組>

取 組		28年度の成果
I 保育所等の新設等による定員増		
	認可保育所	2, 159人
	横浜保育室の認可移行支援	239人
	認定こども園	316人
地域型 保育事業	小規模保育事業	421人
	家庭的保育事業	▲7人
	事業所内保育事業	1人
II その他の取組		
	横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	▲228人
	私立幼稚園預かり保育の拡充	160人
合 計		3, 061人

(5) 保育・教育コンシェルジュによる相談支援

保育・教育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。平成28年10月に6名増員し、現在は各区のこども家庭支援課に1～3人、合計33人配置しています。

(6) 保育士の確保

保育施設の整備とともに、保育士の確保が喫緊の課題となっています。関係機関との連携を図りながら、次の取組を実施しました。

ア 【新規】保育士修学資金貸付事業・潜在保育士再就職支援事業

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対する修学資金の貸付、及び市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を新たに開始しました。修学資金は43人、就職準備金は1人に対して貸付を行いました。

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施しています。保育士の就職相談、就職先の紹介等を行い、市内保育施設に74人の方が採用となりました。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や保育士試験合格者を対象とした「保育士就職支援講座」（5回）、「就職面接会」（5回）を開催し、90人の方が採用に結び付けました。

エ 保育士宿舎借上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行っています。158 法人に対し、1,009 戸分の交付決定を行いました。

オ その他

保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催しました。なお、保育士試験の実技試験会場で、かながわ保育士・保育所支援センターや就職面接会のチラシを配布し、当センターへの登録や就職面接会への参加を呼び掛け、試験合格者を速やかに就職に結びつけられるよう働きかけました。

(7) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、監査や運営指導に加え、研修の実施によるスキルアップなど、保育士等の人材育成に取り組みました。

ア 保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応や家庭支援などの課題別の研修等を開催しました。また、新設する保育所等の施設長・保育士等を対象に、開所前研修を開催しました。

イ それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等に保育園長経験者をサポーターとして派遣し、自園での質向上の取組を支援しました。そのほか、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施できる人材を養成するための講座を新規に開催しました。

3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 742 園のうち、351 園 (2,723 人) で定員外入所を実施している一方、304 園 (1,889 人) で定員割れが生じています。

新設保育所の 4・5 歳児枠については、新規利用を希望される方がほとんどなく、2 歳、3 歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後 2 年間は、定員割れの算定から除いています。

		定員外入所数			定員割れ人数		
		28年4月 (A)	29年4月 (B)	差引 (B-A)	28年4月 (A)	29年4月 (B)	差引 (B-A)
施設数		348園	351園	3園	246園	304園	58園
人数		2,848人	2,723人	▲125人	1,665人	1,889人	224人
内 訳	乳児(0~1歳)	748人	692人	▲56人	371人	328人	▲43人
	幼児(2~5歳)	2,100人	2,031人	▲69人	1,294人	1,561人	267人

(市外のお子さんも含む。新設保育所の 4・5 歳児枠については、算定から除く。)

4 29年度の取組

(1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で3,042人の受入枠拡大を図ります。

また、国が進めている企業主導型保育事業について、本市において整備相談の窓口を設け、保育運営事業者や企業等への情報提供や、個別相談への対応など、整備につながるよう積極的に働きかけます。

取 組		29 年度予算
I 保育所等の新設等による定員増		
認可保育所		1, 6 7 9 人
横浜保育室の認可移行支援		3 2 9 人
認定こども園		3 9 9 人
地域型 保育事業	小規模保育事業	8 6 2 人
	家庭的保育事業	1 3 人
	事業所内保育事業	1 0 人
II その他の取組		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲ 3 5 2 人
私立幼稚園預かり保育の拡充		1 0 2 人
合 計		3, 0 4 2 人

※地域ごとのニーズに合わせた定員構成の見直し等により、全市的な受入枠は2,504人増になります。

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を引き続き実施します。

(2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

ア 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規利用者が極端に少ないため、このスペース等を活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児を、期間限定（1年度または2年度）で受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。

イ 多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園の預かり保育を充実していきます。

ウ 保育・教育コンシェルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス（横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等）を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。

(3) 更なる保育士確保の取組

保育士確保についてはこれまでも様々な取組みを行ってきましたが、首都圏各都市の共通課題であり、今後もさらに保育士確保が困難な状況になることが想定されます。

潜在保育士や養成校卒業予定者など一人でも多くの保育士の方に市内保育施設に従事していただけるよう、これまでの取組みを継続、充実していくとともに、保育士確保に効果がある「保育士宿舍借上げ支援事業」を拡充していきます。

さらに、30年4月の保育士確保に向けた更なる保育士確保策についても検討を進めていきます。

ア 既存事業の確実な実施

保育士・保育所支援センター事業、保育士就職支援講座・就職面接会、保育士修学資金貸付事業、潜在保育士再就職支援貸付事業、保育士資格の取得支援など、既存事業の充実を図りながら保育士確保に取り組んでいきます。

イ 保育士宿舍借上げ支援事業【拡充】

保育士宿舍借上げ支援事業について、助成金額の増額、助成対象期間の延長などを行います。

助成金額：宿舍1戸あたり月額80,000円→82,000円

助成対象期間：5年間→10年間

※申請受付期間を延ばし、通年で受付を行います。

ウ 更なる保育士確保策の検討

保育士が自分に合った就職先に出会い、やりがいを感じ、自分自身のキャリアデザインを描きながら継続して就業できる環境を作ることが大切です。「横浜の保育に魅力を感じる」、「横浜で働きたい・働き続けたい」と思ってもらえるよう、新たな待機児童解消加速化プランの活用など国の動向も見極めながら、更なる保育士確保策について検討を進めていきます。

(4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、監査や運営指導を引き続き行うほか、保育士の人材育成の支援を強化します。

具体的には、研修の実施によるスキルアップの支援のほか、それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等全園を対象に保育園長経験者をサポーターとして派遣します。また、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を開催します。

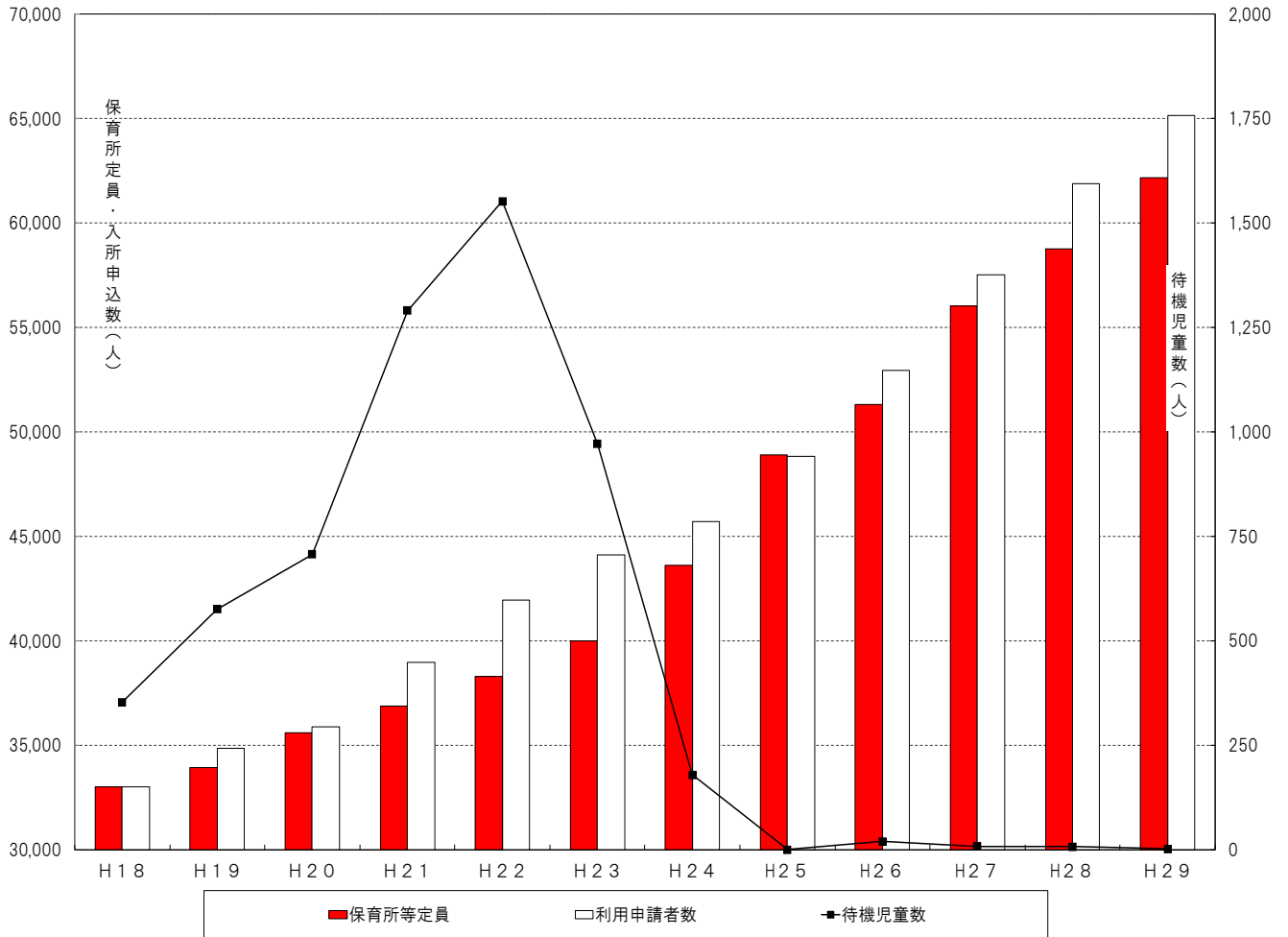
参考資料 1

平成 29 年度 区別保育所等の待機状況 —平成 28 年度との比較—

区 名	平成28年4月1日現在						平成29年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	16,319	72	5,479	5,676	331	3	16,142	79	5,862	6,093	335	0
神奈川	11,712	56	3,878	3,964	325	2	11,585	64	4,275	4,450	292	0
西	4,764	25	1,325	1,257	130	0	4,812	28	1,446	1,543	146	0
中	6,631	34	1,984	2,021	103	0	6,581	37	2,055	2,088	137	0
南	8,145	39	2,532	2,560	124	0	8,072	40	2,584	2,775	162	0
港南	9,520	53	3,594	3,659	106	0	9,040	55	3,687	3,380	106	0
保土ヶ谷	9,017	44	3,156	3,081	130	0	9,106	47	3,372	3,134	148	0
旭	11,227	50	3,357	3,380	125	0	10,981	55	3,533	3,646	124	0
磯子	8,216	36	2,462	2,493	180	0	8,216	37	2,507	2,694	219	0
金沢	8,750	42	3,028	3,067	61	0	8,491	42	3,029	3,086	121	0
港北	19,091	88	6,059	6,340	564	2	19,233	104	6,973	6,984	583	2
緑	9,476	52	3,245	3,216	116	0	9,239	55	3,327	3,132	112	0
青葉	16,057	68	4,505	4,237	232	0	15,746	74	4,775	4,666	195	0
都筑	13,589	57	3,864	3,818	143	0	12,941	58	3,904	3,717	164	0
戸塚	14,377	64	4,472	4,499	255	0	14,215	69	4,842	4,736	200	0
栄	5,465	22	1,530	1,416	63	0	5,310	23	1,590	1,613	73	0
泉	7,276	37	2,690	2,561	60	0	7,068	40	2,747	2,519	55	0
瀬谷	5,932	29	1,594	1,511	69	0	5,733	31	1,673	1,629	87	0
合計	185,564	868	58,754	58,756	3,117	7	182,511	938	62,181	61,885	3,259	2

参考資料 2

待機児童数等の推移



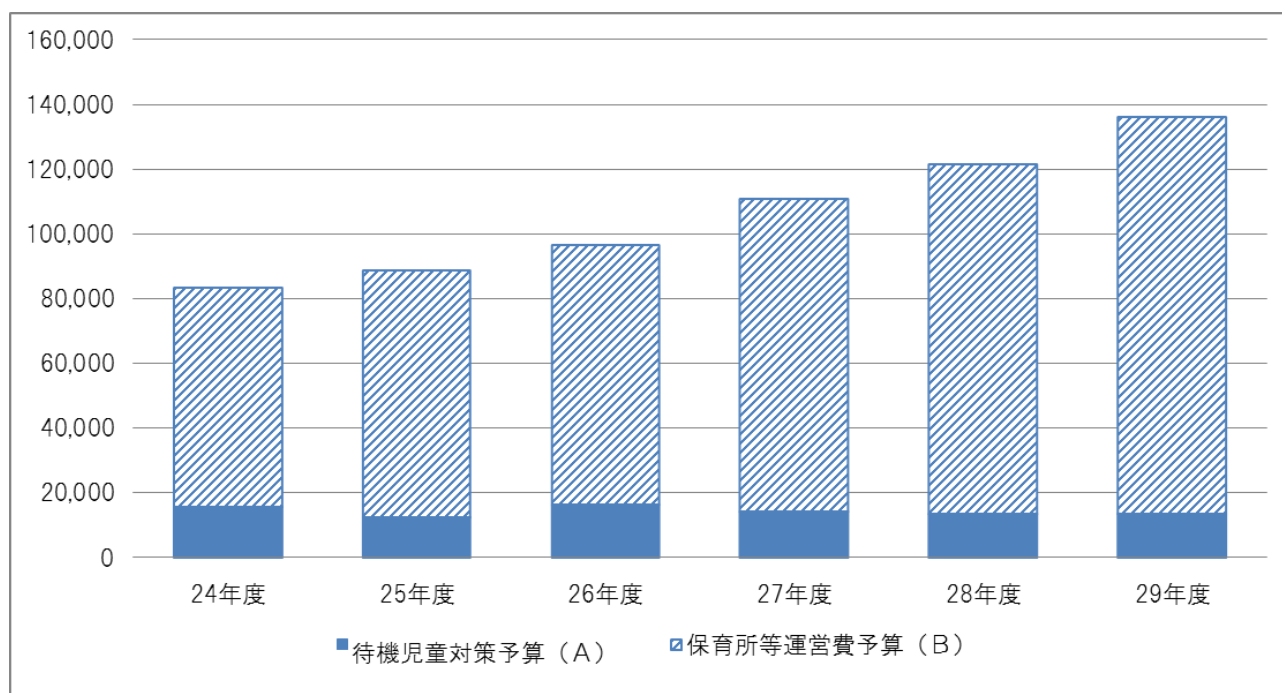
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保育所等施設数	368	383	402	420	436	459	507	580	611	797	868	938
保育所等定員	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181
就学前児童数 (A)	198,183	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511
利用申請者数 (B)	33,387	35,466	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144
申請率 (B/A)	16.8%	18.0%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%
利用児童数	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885
待機児童数	353	576	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

参考資料 3

平成 24 年度から 29 年度の待機児童関連予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、**5.9パーセントから8.3パーセントへ、2.4ポイント拡大。**



(単位：百万円)

年度（当初予算額）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
待機児童対策予算（A）	15,727	12,540	16,265	14,276	13,591	13,533
保育所等運営費予算（B）	67,685	76,305	80,201	96,383	107,953	122,633
横浜市一般会計予算（C）	1,409,708	1,398,557	1,418,208	1,495,465	1,514,316	1,645,892
(A+B) / (C)	5.9%	6.4%	6.8%	7.4%	8.0%	8.3%

※25年度予算（A）の中に、横浜保育室認可移行支援の経費を含めています。

※25年度予算（C）は、土地開発公社負担金を除いたもので、25年2月補正予算分は含めていません。

※27年度以降、予算（A）（B）は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

参考資料 4

利用調整の優先順位

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※ 1 「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
ランク	父・母が保育できない理由、状況	
A	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。
B	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	障害	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
C	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合。
D	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
E	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。
	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	通学	就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月16日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
F	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な場合。
G	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
H	求職中	求職中。
I	市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。
※ 1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。

お問合せ先

待機児童対策の取組全般に関すること

こども青少年局保育対策課長 金高 隆一 Tel 045-671-3955

保育所等の施設整備に関すること

こども青少年局こども施設整備課長 山本 淳一 Tel 045-671-2376

保育所の運営等に関すること

こども青少年局保育・教育運営課長 武居 秀顕 Tel 045-671-2365